

## 個人情報漏えい罪の新設に反対する会長声明

自民党は、民間企業で相次いでいる顧客情報などの漏えい事件を防ぐことを目的として、民間企業の従業員などが、個人データを自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するという個人情報漏えい罪（以下「漏えい罪」という）の新設などを内容とする個人情報保護法改正案を策定した。

しかし、顧客情報などの漏えい事件への対策は必要ではあるものの、漏えい罪規定を新設することには、以下の理由で反対である。

### 1 さらなる過剰反応・萎縮効果を招くのは確実である。

個人情報保護法は、民間の自由な活動を萎縮させるおそれがあると指摘されてきたところであり、学校等で名簿や電話連絡網が作成されなくなったり、情報公開制度により公開されていた公的情報が個人情報として一律非公開とされたりするなど、個人情報保護法への「過剰反応」が広範に発生していることは周知のとおりである。

改正案では、漏えい罪を新設した上に、処罰対象となる行為主体についても保護対象となる個人データについても限定がなく、「不正な利益をはかる目的」、「個人データの提供」という構成要件もきわめて広範、不明確であり、このような改正は、社会にさらなる過剰反応や萎縮効果を招くであろうことは確実である。

### 2 悪質な情報漏えい事案は不正競争防止法により処罰対象とされている。

そもそも、顧客情報など企業において管理される営業秘密に該当する個人情報を不正競争目的で漏えい等を行う行為は、不正競争防止法による罰則の対象となっている。しかも、同法は平成17年改正により処罰対象を拡大し重罰化するなど、営業秘密の刑事的保護を強化したばかりである。従業員による悪質な情報漏えい事案には、不正競争防止法によって対処することが可能であり、漏えい罪の新設は行き過ぎである。

### 3 組織ぐるみの違法行為との間で不均衡を生じる。

個人情報保護法は、組織ぐるみで違法な個人情報の収集や販売等を行っていたとしても、是正勧告に違反して初めて処罰され、直ちに罰則の対象とはならないのに対し、改正法では従業員個人の漏えい行為は、直ちに処罰対象となってしまう、処罰の不均衡が生じてしまう。

以上のとおり、個人情報漏えい罪の新設は、個人情報保護法への過剰反応、萎縮反応に拍車をかけ、いわゆる「匿名社会」化を急速に進行させ、報道活動、公益通報活動、情報公開制度を含む個人情報の適正な活用を妨げることは確実である。むしろ、医療情報、信用情報など保護の必要性の高い分野について、要件を明確にしたうえで個別に個人情報の漏えい行為の処罰を検討すべきである。

したがって、当会は、今般自民党が策定する包括的、一般的な個人情報漏えい罪の新設に反対するものである。

以上

2006年（平成18年）5月29日

大阪弁護士会  
会長 小寺 一 矢